

健康づくり教材の貸出要綱

(目的)

第1 この要綱は、宮城県塩釜保健所（以下「塩釜保健所」という。）、宮城県塩釜保健所岩沼支所（以下「岩沼支所」という。）及び宮城県塩釜保健所黒川支所（以下「黒川支所」という。）の管内における健康づくりや食育を推進するため、健康づくり教材の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出教材)

第2 この要綱により貸出しを行う教材は、フードモデル及びパネル等（以下「教材」という。）とする。

(貸出対象者)

第3 貸出対象者は、塩釜保健所、岩沼支所及び黒川支所管内に所在する、健康づくりに取り組む事業所、団体等とする。ただし、黒川地区地域医療対策委員会が所有する教材については、同委員会管内所在地（富谷市、大和町、大郷町、大衡村）に所在する事業所、団体等に限るものとする。

(費用)

第4 教材の貸出しにかかる費用は、無料とする。

(貸出方法)

第5 貸出しを希望する者は、事前に貸出状況を塩釜保健所に確認の上、電子申請（LoGo フォーム）の「塩釜保健所健康づくり教材貸出申込」に必要事項を入力し、貸出希望日の2週間前までに塩釜保健所長宛て申込み、承認を受けるものとする。

2 電子申請から申込みができない者については、原則として貸出希望日の2週間前までに貸出申込書（様式第1号）を塩釜保健所長宛て直接提出、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出し、承認を受けるものとする。

3 教材の貸出場所は塩釜保健所、岩沼支所及び黒川支所のいずれかとし、貸出期間は原則として7日以内とする。

(禁止事項)

第6 教材を使用する者（以下「使用者」という。）は、教材の使用に当たり、善良な管理者としての注意をもって管理するものとし、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸出申込書に記載した使用目的以外での使用

(2) 教材の第三者への転貸

(貸出期間中の責任)

- 第7 教材を紛失又は破損したときは、使用者は直ちに塩釜保健所長にその状況を報告しなければならない。
- 2 使用者の不注意又は不適切な使用により、教材に損害が生じた場合は、原状回復に要する費用を使用者が負担するものとする。ただし、天災その他特別な理由があると塩釜保健所長が認めた場合は、この限りではない。
- 3 教材の使用にかかる事故等については、使用者の責任において対処しなければならない。

(教材の返却)

- 第8 教材の返却場所は、塩釜保健所、岩沼支所及び黒川支所のいずれかとし、貸出場所への返却を原則とする。
- 2 使用者は、教材返却時に「返却時チェックシート」にて数量、破損等について確認した上で、電子申請（LoGo フォーム）の「塩釜保健所健康づくり教材使用報告」に必要事項を入力し、使用状況を報告するものとする。
- 3 電子申請から報告ができない者については、健康づくり教材利用報告書（様式第2号）を記入の上、塩釜保健所長宛て提出するものとする。

(その他)

- 第9 この要綱に定めるもののほか、教材の貸出しに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。